

〔事案 25-109〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 2 月 24 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人から、メリットばかり強調され不利益となる事実の説明がなく勧誘を受けたことを理由に、契約転換を無効として転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 18 年 4 月に行った、定期保険特約付終身保険から終身移行保険への契約転換に際して、募集人の募集行為には以下のとおり、不適切な点があったので、契約転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 重要な事項を転換前と転換後で対比した書面を用いての説明がなかった。
- (2) 医療保障の充実が図れる等、転換後契約のメリットばかりを強調され、契約転換すると転換前契約の終身保険部分の 500 万円が消滅すること、保険料払込免除特約を付けるためには保険料がかかることの説明がなかった。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約転換に際しては、募集人から適切な説明がなされており、重要な事項を対比した書面が何度も作成・交付されており、転換前契約が消滅することにより終身保険 500 万円が消滅すること、契約転換の仕組み・契約転換のデメリット等についての説明が、書面と口頭で行われている。
- (2) 申立人は契約内容を検討・理解して契約転換をしており、契約申込書および申込内容訂正請求書の提出により、転換後契約は有効に成立した。
- (3) 申立人は転換後契約が有効に成立したことを前提として、転換後、各種給付金の請求や各種特約の付加請求を行っている。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約転換時、募集人から以下の点に関する説明がなかったために、錯誤（民法 95 条）したうえで契約締結したことを理由に、転換契約の無効を主張しているものと判断する。

- (1) 転換前契約にあった終身保険がなくなり、終身移行保険になってしまうこと（錯誤①）。
- (2) 転換後契約に保険料払込免除特約を付するためには、そのための保険料が必要であること（錯誤②）。

2. 以下の理由により、錯誤①の成立は認められない。

- (1) 募集人は申立人に対し、転換後契約について職場で何度か説明した後、申立人の自宅で少なくとも 2 回以上、設計書にもとづいて説明したことが認められ、申立人は設計書の交付を受けてから、保険料と保障内容について、何度か募集人とやり取りしたうえで、

契約を締結したことが認められる。

- (2) 設計書には、転換前後の契約内容が、図表を用いて分かりやすく比較説明されており、転換前契約については終身保険をイメージした仕組み図が、転換後契約については終身移行保険をイメージした仕組み図が記載され、転換後契約については「終身移行」と明記されている。
 - (3) 保障内容・保険料等を一覧にした表の「終身保険」と記載された行では、転換前契約については「500万円」と記載されている一方、転換後契約については空欄になっている。
 - (4) 申立人が自署した転換後契約の契約申込書や申込内容訂正請求書においては、「終身保険」の保障の記載はなく、表題も「終身移行保険」となっている。
3. 以下の理由により、錯誤②の成立は認められない。
- (1) 設計書の主契約および各特約の月額保険料が示された表には、保険料払込免除特約と記載された項目があり、月額保険料の記載がある。
 - (2) 設計書の表紙には、保険料払込免除特約の付加によって、付加しない場合よりも保険料が高くなる旨が明記されている。
4. 仮に、上記のいずれかの点について申立人に錯誤の成立が認められたとしても、以下の理由から、申立人には錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、契約転換の無効を主張することはできない。
- (1) 契約転換の際、募集人から設計書を用いた説明が複数回行われている。
 - (2) 契約までに十分な検討時間を経て契約が締結されている。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。